

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、
小布施町、高山村内全域対象

8月19日～9月12日の要請期間分の要項です。9月13日以降延長された場合は、後日、追加で発行します

新型コロナウイルス拡大防止協力金 申請受付要項

【受付期間】

令和3年9月13日(月)～令和3年11月12日(金) (11月12日消印有効)

注意：受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。

令和3年11月12日(金)の消印有効です。

(提出先) 〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル
東武トップツアーズ株式会社 伊那支店内
「長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 事務局」あて
(電話 0265-75-0784)

※長野県は東武トップツアーズ(株)伊那支店に業務を委託しています。

【申請書類の入手方法】

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108naganokeniki.html>

- ・事業所が所在する県地域振興局商工観光課(産業・雇用 総合サポートセンター)での受取り

【お問い合わせ先】

■ 協力金の申請内容に関すること

- 長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 事務局
電話番号：0265-75-0784
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

■ 時間短縮等の要請内容に関すること

- 長野県庁 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
電話番号：026-232-0111(代表電話)
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

長野県産業労働部

✂切り取り線✂

〒399-4431
伊那市西春近2916-1 長野日報ビル
東武トップツアーズ株式会社 伊那支店内
「長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金」事務局

左の点線を切り取って、封筒に貼ることで、郵送用の宛名としてご利用いただけます。

【長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村の全域対象】

新型コロナウイルス拡大防止協力金の申請受付について

令和3年9月12日

I 協力金等の概要

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象区域内に事業所を有し、県からの要請に協力して、施設の使用制限・停止（休業又は営業時間短縮）を行った事業者の皆様は、新型コロナウイルス拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給します。

この協力金は、令和3年8月19日（木）20時から9月12日（日）までの間、県の要請に全面的にご協力いただいた事業者の方に支給します。

2 支給額

以下の(1)～(3)のいずれかの方法で計算した1日当りの支給額にご協力いただいた日数を乗じて、協力金の支給額を算出していただきます。（詳細は様式の3-1～3-5をご参照ください。）※原則として全ての期間において要請に応じていただくことが必要ですが、一部例外があります。（詳細はⅡ（2）をご覧ください。）

(1) 売上高方式による算出方法（様式3-1及び3-2使用、中小企業の方のみ選択可）

- ① はじめに、下表のア、イ、ウからいずれかの売上期間を選び、前年又は前々年の売上実績をもとに、事業所（店舗）1日当りの売上高を算出していただきます。

	算出に用いる売上期間	計 算 式
ア	1年間 ^{*1} の売上高	「1年間の売上高」÷「365日又は366日 ^{*2} 」
イ	同時期の2か月の売上高	「8月と9月の合計の売上高」÷61日
ウ	同時期の25日間の売上高	「8月19日～9月12日の合計の売上高」÷25日

※1 法人の場合、決算月によって期間が異なります。

（例）9月決算の場合：令和元年度は10月～令和2年9月（366日）

※2 計算に用いる決算年度に令和2年2月29日を含む場合は、366日で割って計算します。

- ② つぎに、下表のとおり、1日当りの売上高に0.3を乗じて（1,000円未満の金額は切り上げ）、1日当りの支給額を算出していただきます。上限額及び下限額があります。

1日当たりの売上高	1日当たりの支給額	支給額 [*] （25日分）
83,333円以下	25,000円（下限額）	625,000円（下限額）
83,333円超 250,000円以下	25,000円～75,000円	625,000円～1,875,000円
250,000円超	75,000円（上限額）	1,875,000円（上限額）

※ 全ての期間において要請にご協力いただいた場合の支給額です。

(2) **売上高減少額方式による算出方法** (様式3-1及び様式3-3使用、大企業の方はこの方式をお使いください。また、この方式を希望される中小企業の方も選択が可能です。)

① はじめに、下表のア、イからどちらかの売上期間を選び、**前年又は前々年の売上高から今年の売上高を引いた差額(減少額)から、1日当りの売上高の減少額を算出**していただきます。

	比較に用いる売上期間	計 算 式
ア	同時期の2か月の売上高	(「前年又は前々年の8月と9月の合計売上高」－「本年8月と9月の合計売上高」) ÷ 61日
イ	同時期の25日間の売上高	(「前年又は前々年の8月19日～9月12日の合計売上高」－「本年8月19日～9月12日の合計売上高」) ÷ 25日

② つぎに、①で算出した**1日当りの売上高の減少額に0.4を乗じて** (1,000円未満の金額は切り上げ) **1日当りの支給額を算出**していただきます。

なお、1日当りの売上高に0.3を掛けた金額 (1,000円未満の金額は切り上げ) と20万円を比べ低い金額が、1日当りの支給額の上限額となります。

(3) **新規開店した事業所(店舗)の場合** (様式3-4、開店から原則1年未満の方)

① はじめに**開店から令和3年8月18日までの合計の売上高を、同じ期間の日数で割って計算した1日当りの売上高に、0.3を乗じて** (1,000円未満の金額は切り上げ) **支給額を算出**していただきます (下限額25,000円/日、上限額75,000円/日)。

なお、開店から令和3年8月18日までの期間が2か月未満 (61日未満) の場合は、1日当りの支給額を25,000円 (下限額) といたします。

【補足事項】

- ・大企業とは、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円超の会社及び常時使用する従業員数が50人超の会社、カラオケなどのサービス業については、資本金の総額又は出資の総額が5,000万円超の会社並びに常時使用する従業員の数が100人超の会社になります。
- ・計算に用いる売上高は申請者の判断で前年度か前々年度の実績から選択することができます。
- ・確定申告書を提出できない場合は、1日当たりの支給単価が25,000円となります。
- ・対象エリア内に複数の店舗をお持ちの場合は、**店舗ごとに申請**をお願いします。

II 支給対象者

本協力金の対象となる事業者は(1)～(6)の全ての要件を満たす事業者です。

- (1) 指定を受けた区域(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村のいずれも全域)内で事業所を管理し、かつ経営していること。
- (2) 下表に定める業種に該当し、原則、当初の全期間(令和3年8月19日から令和3年8月29日)要請に協力していること。ただし、特別な事情で、8月19日から1日、あるいは2日遅れた場合は減額して支給し、3日以上遅れた場合、延長期間を含めて支給しません。また、延長した期間分の支給については、当初の期間から要請に協力していることを前提として、原則、延長した全期間(8月30日から9月12日)要請に協力していること。ただし、特別な事情で、1日あるいは2日遅れて開始した場合

は減額し、3日以上遅れた場合、延長期間分は支給しません。なお、信州の安心なお店の特例制度を利用して当初の要請期間は通常営業を継続し、延長した期間から要請に応じた場合は、延長期間分を支給します。

※新規に「信州の安心なお店」の認証を申請し、認証日まで要請に応じた方は、期間に応じて協力金を支給します。

業 種	区分		要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u> 施行令第11条第1項第11号に該当する施設） 飲食店等（酒類の提供を行うものに限る。） 居酒屋、その他飲食店 （ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u> 施行令第11条第1項第14号に該当する施設）	「信州の安心なお店」認証店		営業時間短縮（5時～20時） <u>特例あり</u> ※1
	「信州の安心なお店」非認証店	ガイドライン※2 遵守	営業時間の短縮（5時～20時）
		ガイドライン※2 非遵守	休業（協力金対象外）

※1 「信州の安心なお店」認証店は、20時以降も営業するか時短要請に協力するかを選択可能（通常営業を継続した場合は協力金の支給対象外）

※2 各業界団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

【対象外となる施設（例）】

通常20時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露天型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗

(3) 営業時間の短縮を要請されている事業所については、令和3年8月18日（水）以前から、20時（午後8時）から翌日（午前）5時の間に通常営業を行っていること。

(4) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和3年8月18日（水）以前に取得していること。

(5) ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていること。ただし、時間短縮等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていない場合は、遅くとも要請期間最終日までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を開始すること。

➤ 業種別ガイドラインについては、下記をご覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>

➤ 「新型コロナ対策推進宣言」（ステッカー、ポスターの入手方法等）については、下記をご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html

- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続き等

1 申請書類

別表の申請書類を提出してください。提出いただいた申請書類の返却は行いません。
なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがありますので予めご承知おきください。

2 申請書類の入手方法

- (1) 長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108naganokeniki.html>

- (2) 事業所が所在する県地域振興局商工観光課(産業・雇用 総合サポートセンター)での受取り

3 申請の受付期間と方法

- (1) 受付期間

令和3年9月13日(月)から令和3年11月12日(金)まで

注意：受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

- (2) 受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和3年11月12日(金)の消印有効です。

(宛先) 〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル

東武トップツアーズ株式会社 伊那支店内

「長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金」事務局

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。

4 お問い合わせ先

お問い合わせは、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

■ 協力金の申請内容に関すること

- 長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 事務局

電話番号：0265-75-0784 (委託先：東武トップツアーズ(株)伊那支店)

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

■ 時間短縮等の要請内容に関すること

- 長野県庁 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号：026-232-0111 (代表電話)

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

■ 信州の安心なお店に関すること

○ 信州の安心なお店応援キャンペーン事務局

電話番号：026-217-5219

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

5 協力金の支給

県において、申請書類を受領後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは1か月を目途に協力金をお支払いします。なお、申請が受付開始直後等に集中した場合は、書類に不備がなく支給要件に合致する場合でも、支給まで2か月近くかかることがあります。お急ぎの方には誠に恐縮ですがご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 通知等

審査の結果、協力金の支給を決定したときは、お支払日を記載した通知をお送りします。（お支払い後のご連絡となります。）

また、協力金の不支給を決定したときは、後日、結果について郵送によりお知らせします。

IV その他（注意事項）

- 1 **協力金の不正受給は重大な犯罪です。**協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消し、受け取った協力金を返還していただきます。加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - 休業を要請した時間帯に客を滞在させて営業していたにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - 通常は20時前に閉店しているが、営業時間を21時まで開店と偽り、時短要請に応じたように見せかける。
 - 1つの店舗について、複数の申請をする。 等
- 2 1の場合において、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表します。また、営業時間短縮の要請に応じた店舗及び所在地を公表することがあります。
- 3 申請内容の証拠書類を10年間保存してください。なお、支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。
- 5 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。

- 6 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国、店舗が所在する自治体、税務署、警察、保健所等に提供することがあります。
- 7 支給要件等については本申請受付要項に定められているもののほか、別添「新型コロナウイルス拡大防止協力金Q&A」に定めております。